

契約書のひな型

（行政機関名）を甲とし、（適合事業者名）を乙として、適合事業者（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する適合事業者をいう。以下同じ。）としての適切な行動、適性評価（法第12条第1項に規定する適性評価をいう。以下同じ。）の円滑な実施及び重要経済安保情報（法第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の適切な保護のために、次のとおり契約を締結する。

（乙の一般的な義務）

- 第1条 乙は、この契約に定めるところにより、乙の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないこと及び乙に置かれる保護責任者（重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）第5章第1節2（2）に規定する保護責任者をいう。以下同じ。）及び業務管理者（運用基準第5章第1節2（2）に規定する業務管理者をいう。以下同じ。）が必要な知識を有しその職責を全うできることを担保し、乙における必要な教育を定期的の実施し、必要な施設設備を整備し、適性評価によって信頼性が確認された者のみに情報を取り扱わせること等の適合事業者として求められる事項の達成に向け経営層も含めて適切に対応することにより、重要経済安保情報の保護に万全を期さなければならない。
- 2 乙は、その代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下、総称して「従業者」という。）の故意又は過失により重要経済安保情報が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

（保護責任者及び業務管理者の責務）

- 第2条 保護責任者は、乙における重要経済安保情報の保護に係る全般的な指導及び監督を行い、乙における重要経済安保情報の取扱いの責任を負わなければならない。
- 2 業務管理者は、重要経済安保情報を取り扱うことになる場所において、当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理し、その取扱いの責任を負わなければならない。

（従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育）

- 第3条 乙は、保護責任者、業務管理者及び重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる従業者に対し、重要経済安保情報の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。
- 2 前項の場合において、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなる従業者に対する教育は、当該従業者が実際に重要経済安保情報の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。ただし、必要な場合には、当該従業者に対する適性評価の結果が伝達される前に実施することを妨げない。
- 3 乙は、保護責任者、業務責任者及び重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う従業者に対し、少なくとも年1回、第1項の教育を実施しなければならない。ただし、必要な場合には、当該教育を臨時に実施することを妨げない。

(適合事業者として申請した事項に関する変更の報告)

- 第4条 乙は、適合事業者の認定のために甲に提出した認定申請書（運用基準別添12の認定申請書をいう。以下同じ。）に記載した事項を変更しようとする場合には、当該変更をする前に、当該変更について甲の審査を受けなければならない。ただし、議決権の5%超を直接に保有する者若しくは役員の変更等変更前に甲の審査を受けることが困難である場合又は当該変更が軽微なものであると甲が認めた場合には、その限りではない。
- 2 乙は、認定申請書に添付して甲に提出した規程や教育資料を変更しようとする場合には、当該変更をする前に、当該変更について甲の審査を受けなければならない。ただし、軽微な変更であると甲が認めた場合には、その限りではない。
- 3 乙は、前2項の規定により甲の審査を受けている間は、適合事業者として、引き続き重要経済安保情報を取り扱うことができる。

(候補者名簿の作成)

- 第5条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業者を決定した場合には、様式1の候補者名簿に必要事項を記載し、これを甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の候補者名簿に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業者を掲載するに当たっては、当該従業者から同意を得なければならない。
- 3 乙は、第1項の候補者名簿の提出後、甲から適性評価の結果が通知されるまでに、当該候補者名簿に掲載した者について、他部署に異動するなど重要経済安保情報の取扱いの業務を行う必要性がなくなつたと認める場合や記載した事項に変更がある場合には、速やかに当該候補者名簿を修正し、これを甲に提出しなければならない。

(行政機関からの通知)

- 第6条 乙は、甲から、前条第1項に基づき提出された候補者名簿に掲載された者のうち、適性評価実施責任者に提出する名簿に不登載となつた旨の通知又は評価対象者として承認若しくは不承認の旨の通知があつた場合には、その旨を当該通知に係る評価対象者に通知しなければならない。

(適性評価の実施に関する協力)

- 第7条 乙は、甲が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。
- 2 乙は、法第12条第6項に基づく照会に対して必要な事項の報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、内閣府が実施する適性評価調査に必要な協力を行わなければならない。
- 3 甲は、適性評価の結果の通知に関して乙から進捗状況の確認があつた場合には、真摯に対応しなければならない。

(適性評価者名簿の作成)

- 第8条 乙は、適性評価の結果重要経済安保情報を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがない（以下「適性がある」という。）と認められた者を一覧にした適性評価者名簿を作成し、これを管理しなければならない。
- 2 乙は、前項の適性評価者名簿に掲載した者について、退職等により乙の従業者ではなくなつた場合にはこれを削除するなど適切に管理することとし、少なくとも年に1回当該適性評価者名簿を点検しなければならない。

(個人情報管理)

第9条 乙は、評価対象者が第5条第1項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果が通知されていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報に関して、漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行わなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報が記載された文書に関して、用済後速やかに廃棄する等適切な管理に努めなければならない。その際、適性があると認められた旨を甲が通知した文書については取得した日から10年、その他の文書は取得した日から1年を超えて保存してはならない。

(苦情の申出に関する不利益取扱いの禁止)

第10条 乙は、評価対象者が苦情(法第14条第1項に規定する苦情をいう。)の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第11条 乙は、評価対象者が第5条第1項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果が通知されていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報を、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(目的外利用の禁止等を受けた担保措置)

第12条 甲は、評価対象者が、前2条により禁止されている行為を受けたと考える場合に相談等を受けるための窓口を設置し、当該適性評価対象者からの相談等に誠実に対応するものとする。

2 乙は、乙の従業者である評価対象者が、前2条により禁止されている行為を受けたと考える場合には、その解消に向けて当該評価対象者と協議するように努めなければならない。

(適性がある者に関する事情の変更の報告)

第13条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っている従業者について、次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 上記のほか、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

(重要経済安保情報の取扱業務の停止)

第 14 条 前条による報告の結果、甲から法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められた旨の通知があったときは、乙は、直ちに当該従業者が重要経済安保情報を取り扱わないよう措置しなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、速やかに、第 17 条第 1 項の取扱者名簿から当該従業者についての記載を削除しなければならない。

(従業者が派遣労働者である場合の措置)

第 15 条 乙は、派遣労働者（労働者遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である従業者を第 5 条第 1 項の候補者名簿に掲載する場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、その旨を通知しなければならない。

2 乙は、派遣労働者である従業者について、甲から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。

(1) 候補者名簿からの不登載

(2) 適性評価を実施することについて行政機関の長の承認が得られたこと、又は得られなかったこと

(3) 当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと

(4) 当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと

(5) 当該従業者が適性評価の実施に同意した後に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったことにより適性評価の手続が中止されたこと

(6) 適性評価の結果

(7) 当該従業者が法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められたこと

(8) 当該従業者が申し出た苦情の処理の結果、改めて適性評価を実施する必要があると認められたこと

3 乙は、第 1 項又は第 2 項の通知をした場合には、派遣労働者を雇用する事業主に対し、当該通知をした文書が第 9 条第 2 項の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、派遣労働者である従業者が評価対象者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が苦情の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしないよう、必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、派遣労働者である従業者が評価対象者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が第 5 条第 1 項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果の通知を受けていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

6 乙は、派遣労働者である従業者が現に重要経済安保情報を取り扱っている者又は新たに重要経済安保情報を取り扱わせようとしている者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者について第 13 条の事情があると認めたときに乙に確実に報告させるよう、必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、派遣労働者である従業者が重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、当該従業者を雇用する事業主の就業規則等により懲戒の対象となることが規定されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(重要経済安保情報を取り扱う範囲)

第 16 条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業員の範囲を決定するに当たっては、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。

2 本契約に基づき重要経済安保情報の取扱いの業務を行う乙の従業員の範囲は、以下の部署に所属している者とする。

- ・・・事業部・・・課
- ・・・事業部・・・課

(取扱者名簿の提出)

第 17 条 乙は、この契約締結後、甲から提供された重要経済安保情報ごとに、前条に定める範囲内において、当該重要経済安保情報を取り扱うことになる従業員個人を一覧にした様式 2 の取扱者名簿を作成し、当該重要経済安保情報を取り扱わせる前に、甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の取扱者名簿に記載する者を追加するときは、あらかじめ、甲に報告し、承認を受けなければならない。

3 乙は、第 1 項の取扱者名簿に記載している者を削除したときは、甲に報告しなければならない。

(重要経済安保情報の取扱者の制限)

第 18 条 乙は、重要経済安保情報を、当該重要経済安保情報に係る取扱者名簿に記載されている以外の者に共有してはならない。

(立入制限措置等)

第 19 条 乙は、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所について、当該重要経済安保情報を取り扱う従業員以外の立入りを禁止するため、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、他の法令の規定等により当該重要経済安保情報を取り扱う従業員以外の者を立ち入らせる必要がある場合には、当該者を立ち入らせる前に、重要経済安保情報の保管容器への格納、他の区画への移動、被覆等の必要な保護措置を講じなければならない。

3 乙は、当該重要経済安保情報を取り扱う者以外の者を、みだりに第 1 項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、当該重要経済安保情報を取り扱う者であっても、作業に必要な限度を超えて、第 1 項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

5 乙は、第 1 項の場所に立ち入る者の所属や氏名、立ち入った日時を記録しなければならない。

(携帯型情報通信・記録機器の持込制限)

第 20 条 乙は、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、スマートフォン、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。）の持込みを禁止しなければならない。

2 前項の規定により携帯型情報通信・記録機器の持込みが禁止された場合には、乙は、当該場所に当該機器を持ち込んではならない旨の掲示その他必要な措置を講じなければならない。

(重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第 21 条 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を取り扱うときは、これをスタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ重要経済安保情報を取り扱う従業者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして甲が認めたもので取り扱わなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出し及び印刷の記録を保存しなければならない。

3 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下同じ。）に記録するときは、パスワード設定又は暗号化措置による秘匿措置を講じなければならない。

(従業者への周知)

第 22 条 乙は、重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、当該重要経済安保情報を取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

(重要経済安保情報文書等の接受)

第 23 条 乙は、封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人、又はその指名する従業者（当該重要経済安保情報を取り扱う者に限る。）でなければ開封させてはならない。

(重要経済安保情報文書等の保管)

第 24 条 乙は、取り扱う重要経済安保情報文書等を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所に設置された保管容器に保管しなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を取り扱う電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講じなければならない。

3 第 1 項の規定は、重要経済安保情報を記録する可搬記憶媒体に準用する。

(その他保管のための施設設備)

第 25 条 乙は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等重要経済安保情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(運搬の方法)

第 26 条 乙は、重要経済安保情報文書等を運搬するときは、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者の中から指名した従業者に携行させるものとする。

2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適当であるときの運搬の方法については、甲の指示に従うものとする。

(交付の方法)

第 27 条 乙は、重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領書等に、受領の記録を残すものとする。

2 重要経済安保情報文書等は、郵送により交付してはならない。

3 重要経済安保情報文書等（物件を除く。）は、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用して交付等してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第 28 条 乙は、重要経済安保情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることをできないように封筒若しくは包装を二重にして封かんするものとする。

（物件の包装等）

第 29 条 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録媒体若しくは当該情報を化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

（閲覧の方法）

第 30 条 乙は、重要経済安保情報文書等を閲覧するときは、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるように伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、重要経済安保情報文書等の閲覧を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱える場所以外で実施してはならない。

（伝達の方法）

第 31 条 乙は、重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるように伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、重要経済安保情報の伝達を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱える場所以外で実施してはならない。

3 乙は、重要経済安保情報の伝達を電話で行ってはならない。

4 乙は、重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴等の防止に努めるものとする。

（作成）

第 32 条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成（複製を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 前項の場合、乙は、実施の細部について甲と協議し、甲の立会いのもと行わなければならない。

3 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したときは速やかにその旨を甲に報告するとともに、甲より必要な指示を受けるものとする。

4 乙は、重要経済安保情報文書等の作成において完成に至らなかったものについては、甲の指示に従い、甲に引き渡し、又は重要経済安保情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

（重要経済安保情報の表示等）

第 33 条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、法第 3 条第 2 項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。ただし、すでに当該措置が講じられた重要経済安保情報を受領したときはこの限りではない。

2 乙は、前項の場合において、法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる措置を講ずる際に、甲から別に指示のある場合は、その表示をしなければならない。

3 第 1 項の場合において、当該重要経済安保情報文書等が各国の秘密情報に該当するものであるときは、乙は、前 2 項の表示に加え、甲から別途指示のあったとおりに表示をしなければならない。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第 34 条 乙は、甲から令第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づく重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る重要経済安保情報文書等であつたものについて、重要経済安保情報の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第 7 条第 2 項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

2 乙は、前項の場合において、法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知しなければならない。

3 乙は、第 1 項の場合において、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第 35 条 乙は、甲から令第 8 条第 1 号の規定に基づく重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたときは、法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(指定の解除に伴う措置)

第 36 条 乙は、甲から令第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づく重要経済安保情報の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る重要経済安保情報文書等であつたものについて、重要経済安保情報の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第 10 条第 2 項に規定する指定解除表示をしなければならない。

2 乙は、前項の場合において、法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知しなければならない。

3 乙は、第 1 項の場合において、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(簿冊等の管理)

第 37 条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、速やかに、その旨を簿冊に登録しなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報文書等の接受、閲覧、運搬、返却又は廃棄を行ったときは、速やかに、その旨を簿冊に登録しなければならない。

3 乙は、第 34 条から第 36 条までの措置を講じたときは、速やかにその旨を簿冊に登録しなければならない。

(検査)

第 38 条 乙は、前条に基づき整備した簿冊を基に、毎年 1 回以上重要経済安保情報の取扱いの状況について検査を行い、甲に結果を報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けるほか、乙の重要経済安保情報の取扱い状況について自ら調査する必要があると認めるときは、乙に対して検査を実施することができる。

3 乙は、前項の検査が実施される場合には、その実施に協力するものとする。

(重要経済安保情報文書等の返却)

第 39 条 乙は、甲から指示があった場合には、甲から提供を受けた重要経済安保情報文書等及び当該重要経済安保情報文書等に関し作成した全ての重要経済安保情報文書等を、甲に返却しなければならない。

(重要経済安保情報文書等の廃棄)

第 40 条 乙は、甲から指示があった場合に限り、重要経済安保情報文書等を廃棄できる。

2 前項の廃棄に当たっては、当該重要経済安保情報を取り扱うことができる者が、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

(緊急事態に際しての廃棄)

第 41 条 乙は、重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合には、重要経済安保情報として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該重要経済安保情報文書等を廃棄することができる。

2 乙は、前項の規定により重要経済安保情報文書等を廃棄する場合には、あらかじめ重要経済安保情報管理者を通じて甲の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

(事故発生時等の措置)

第 42 条 乙は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報が漏えい若しくは破壊等の事故が発生した場合（それらの疑い又はおそれがある場合も含む。）、又は本契約に定める保護措置に抵触するような事態が発生した場合には、直ちに事故の内容に応じた適切な処置を講じるとともに、把握し得る限り全ての内容を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する報告後、事故の原因のほか、甲から指示のあった事項について詳細な調査を行い、速やかにその結果を甲に報告しなければならない。

(違約金の請求)

第 43 条 甲は、別に定めるところにより、違約金を請求することができる。

2 本条で定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(秘密保持義務の有効期間)

第 44 条 乙が、本契約に基づき重要経済安保情報を保護する責任がある期間は、乙が甲から重要経済安保情報の提供を受けたときから、当該重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報の指定の有効期間（甲が当該期間を延長する旨を乙に通知した場合には、当該延長後の期間）が満了するまで、又は甲が重要経済安保情報の指定を解除するまでとする。

2 前項に定める期間に乙が重要経済安保情報を漏えいしたときは、当該期間経過後 3 年を経過するまでの間、前条はなお効力を有するものとし、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。

3 本契約が終了（解除された場合も含む。）した場合であっても、第 1 項に規定する期間及び第 2 項に規定する違約金を請求できる期間については、前条はなおその効力を有するものとする。

(関連資料等の保存)

第 45 条 乙は、前条に規定する違約金を請求できる期間が満了するまでの間は、簿冊等の重要経済安保情報の保護や取扱いに関する資料等を保存しなければならない。

(契約の解除)

第 46 条 甲は、乙が本契約の規定に違反したとき又は乙が適合事業者該当するとは認められなくなったときは、催告を要せずに本契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙は、前項により契約が解除された場合において、甲から重要経済安保情報文書等の提供を受けていたときは、当該重要経済安保情報文書等及び当該重要経済安保情報文書等に関し作成した全ての重要経済安保情報文書等を速やかに甲に返却しなければならない。

(その他)

第 47 条 重要経済安保情報の指定の有効期間の満了又は指定の解除により乙が現に取り扱っている重要経済安保情報文書等がなくなった場合等本契約に定めのない事由が生じた場合には、甲乙協議の上、決定することとする。

候補者名簿

氏名	ふりがな	生年月日	部署・役職（※）	業務内容	法第 12 条第 1 項各号の 該当性	法第 12 条第 7 項の 該当の有無

（※） 適合事業者と雇用関係にある労働者でも適合事業者に労働者派遣された派遣労働者でもない場合については、当該者の本来の所属とともに、適合事業者との具体的な関係（求職者で採用予定、顧問弁護士として契約中等）を記載

取扱者名簿

交付元行政機関：

取扱情報（整理番号）：

[illegible]